# 平成26年度 第2回

# 篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成26年11月6日(木)

ところ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

# 平成26年度第2回篠山市まちづくり審議会議事録

平成26年11月6日、平成26年度第2回篠山市まちづくり審議会が召集される。

## 1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 26 年 11 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

# 2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 山下淳委員 田渕清彦委員 圓増亮介委員

井本季伸委員 布施未惠子委員 森田和夫委員 藤原雅洋委員

永田佳幸オブザーバー (兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課長)

#### 【事務局】

まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主査 大間義幸

#### 3. 会 議

- 1. 開会(午前10時00分)
- 2. 会長あいさつ

角野会長よりあいさつ

(これ以後の議事について角野会長が進行)

3. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長より2名の 署名人を指名

委員名簿の順で委員、田渕清彦委員と井本季伸委員が指名される。

# 4. 審議事項

(1) 丹南篠山口 I C 周辺地区整備計画(案) について 事務局より説明

角野会長

只今の事務局からの説明について、委員の皆様からのご意見、ご質問 お願いします。

井本委員

住まいのエリア、共同住宅が住宅区域①では×・住宅区域②では△になっているが、第一種低層住居専用地域よりも厳しくなっていますが、いいのですか。資産としての活用方法が削られますが。

事務局

地元協議では、住宅区域①(地図西側)は既に一戸建て住宅が形成されている。住宅区域②はワンルームのようなものではなく、ゆったりと家族が住むような住宅を誘導したいという意図です。

角野会長

確認ですが、(地図) 東側の住宅区域①はどうですか。

事務局

既存集落や道路基盤の関係もあり環境を考えると、ゆとりある戸建住

宅を目指している。

角野会長

住民の意向ですか。

事務局

はい、そうです。

藤原委員

開発に関して同意を求めるなど明確に示しているので、これからも厳格に運用していってほしい。

2ページ目の住宅区域②の土地利用の考え方で「教育施設等を活かし た住宅地の形成」は具体的に何ですか。

事務局

隣接の小学校を表現している。ファミリー層・子育て層に住んでもらいたい。わかりにくいので表現を工夫いたします。

圓增委員

(5ページ) モータープールは大阪での表現になります。駐車場の方がいいと思います。

森田委員

地図の「自転車道」には計画があって今後自転車道になるのでしょうか。丹南支所跡近くの踏切までの道幅が狭い。拡幅の計画はあるのですか。4ページ、商業施設の風営法の取り扱いが国では変わろうとしているが、篠山市では制限をする可能性はあるのですか。

事務局

自転車道について訂正いたします。

事務局

道路につきましては、(地域整備課から) 今のところ拡幅の予定は聞いておりません。風営法や24時間営業については緩和の動きが世の中にはありますが、篠山市は24時間営業の規制条例を制定しており、農の都を目指すという特性であります。

森田委員

24時間営業について一定規模以上を規制しているが、小さいものはいものは24時間営業が可能ですか。

事務局

現状ではコンビニエンスストアの利用状況や市民生活への浸透等も考えて線を引き、一定基準以下は適用除外にしております。

森田委員

国が24時間の風営法を緩和したら、篠山市でも24時間営業の風営 法の店舗は可能になるのですか。

事務局

篠山市の24時間の規制は小売店舗についてになります。

事務局

この整備計画は土地利用の用途の制限をする内容になっている。計画の中で営業時間の規制をするのは困難です。

森田委員

地元では今までのイメージで風営法の説明をされて決められたので、 風営法自体が変われば今までのイメージが変わります。

事務局

今と将来のイメージは食い違うかもしれませんが、そのときに土地利 用の変更手続きがあるので議論を進めたいと思います。

布施委員

(地図)「緑地帯」とありますが、既に緑地になっているところなのか、 (将来の)緑化も含めているのか。

事務局

現況を示している。計画道路については現況ではなくイメージのものです。

布施委員

生物多様性の保全が言われていますが、樹種の選択につきましても篠 山市の生態系に配慮した木を選択したり緑化についても配慮していただ けたらと思います。

事務局

緑条例の運用の中にも丹波地域に適合した推奨樹種のリストがあり、 それに基づいて指導しています。

田渕委員

(地図)緑地帯(民地内)の「民地内」となっているのは?

事務局

道路沿いの連続した緑化を確保していく、緑地帯を民地内も一緒になって形成していきたいという思いです。

田渕委員

開発の条件に道から〇〇mは緑地帯を確保する、など開発条件に入れた方がいいのでは。「民地内」としているとややこしい。

事務局

「民地内」を削除します。

山下委員

要望ではなくお願いになります。中長期的には、用途地域の見直し、 あるいは用途地域に合わせた整備計画の見直しが考えておいていただき たいなと思います。長期的には用途地域と整備計画の不整合は是正をし ておくべきだと考えます。

事務局

県と用途地域の見直しの話があった場合には積極的に実態を反映する ように努めます。 角野会長

4ページ、商業施設の店舗、住宅区域③の用途Bは▽であるが、まちの区域の用途Bは○になっているが。

事務局

用途Bは同じ表示にならないといけません。まちの区域Bの用途Bは「▽」になります。

角野会長

ほかご意見がなければ、修正するところは修正。内容はおおむね適当 と認めます。今後用途地域と土地利用の整合性を取っていかなければな らない。

その上で適当と認めます。

(2)「開発行為等に関する立地基準」の運用に関する指針(案)について

事務局より説明

角野会長

只今の事務局からの説明について、委員の皆様からのご意見、ご質 問お願いします。

圓增委員

標記方法でパン屋・米屋・洋服店など「屋」「店」を正式な文章でもこのような表記されるのですか。

事務局

建築基準法の別表で規定されているものの表現を用いています。都市 計画法からの文章表現になっています。もう一度確認してみます。

井本委員

開発許可の場合に、周辺15mに同意書・同意印が必要ということと 思いますが、今後も見直さずにそのままの予定ですか。

事務局

開発行為には周辺同意 (15m) を条例で規定しております。一定規模以上になると周囲にも影響が大きいということで、住民合意で進めることが住民にとっても事業者にとっても利益のあることと判断から設けています。

藤原委員

今後も厳格に守っていてほしいと思います。いいまちづくり、住環境 を確保するような対応をとっていってもらいたいと思います。

角野会長

適当と認めます。

以上で審議事項は終わりです。

## 5. 報告事項

- (1)「上立杭地区里づくり計画(案)」に係る答申について 事務局より報告
- (2)「篠山市東岡屋地区整備計画(案)」に係る答申について 事務局より報告
- (3)「篠山市城下町北地区整備計画(案)」に係る答申について 事務局より報告

#### 6. その他

・工場立地法に基づく「緑地及び環境施設面積率基準緩和」への意見 照会について

事務局より説明

角野会長

これについては意見を求められているということですので、お考えを お聞かせいただければと思います。

田渕委員

これだけではなく行政に対しての質問になるかもしれませんが、片方では「農の都」や自然環境、緑地帯の確保、片方では緑地帯を減らして工場誘致。行政の統一した意見を出してほしい。県内で外に緑地帯減らして工場誘致しているところは、土地代が高いところです。篠山は県内

でも安いところです。緑地帯を削ってまで工場を呼ばないといけないのかと。

藤原委員

市長や課長が呼び込みをされていますが、三田北・氷上などは造成が終わっている地域に誘致している。農地であり、犬飼・初田あたりは地盤が悪い土地には工場を作るための投資がいる。投資が問題である。条件を整えないと誘致は出来ない。

森田委員

20%の緑地が篠山市の見解としては高いから、下げたいという意向があるのであれば、その意味合いを教えていただきたい。それと企業を誘致すれば雇用のことを前提におかれていますが、それと緑地率を下げることは直接関係ないような気がします。固定資産税や他税の企業における優遇を県や市がまとまっていかないと、企業が入ってこないと思います。

事務局

緑地率20%を下げることがでてきた背景には、戦略会議の中で委員から丹波市では緑地率を15%に下げられたので篠山市も下げれば、企業を呼び込むことができるのではないかという意見が出ましたので今回提案させていただきました。国の基準が20%になっていますので、それに習って20%にしています。

事務局

景観、緑条例の共に、さとの区域は20%の緑地面積確保となっています。

森田委員

S (スーパー・ホームセンター)の側面に植樹していますが、敷地から見て数%しかない。

事務局

S (ホームセンター) は、まちの区域になり緑条例で10%の緑地確保になります。

井本委員

緑地の定義ですが、駐車場に芝生を敷くものも緑地に含まれるのか。 農地を埋め立てて工場にするとなると調整池の確保が負担になります。 事務局

緑条例も景観の方も、芝は緑地にみなします。駐車場の芝生も緑地に 含まれます。

事務局

事務局

工場立地法の方では、手入れをされた芝生は緑地としてみなします。 緑条例や景観の方の緑地の考え方は、水平投影面積になります。上から見た平面図で計算します。高木は将来、枝葉が付いて高木になる面積で当初から数えることができます。調整池は県の総合治水条例で、開発面積が10,000㎡以上で必要になります。それ未満は設置の強制はありません。

布施委員

最近の環境や自然に関するアンケートで、年配者より若者の方が環境や自然に配慮する気持ちが高いことになっています。そう考えると緑地を減らすことが企業の若手雇用促進になるかというと疑問があります。また篠山という立地を生かすのであれば、丹波市と取り合うのではなく別のところの良さを企業誘致に見出すのがいいのではないかと思います。

圓增委員

企業誘致はどこもやっているので、何をもって競争するのか。税制改革、固定資産税の減免とか。スーパー「S」がありますが、法人税は全て本社に行ってしまいます。篠山には一切法人税が入らないですよ。税制改革を市長から政治的な力で申し入れた方がいいと思います。

山下委員

緑地率を下げることが競争の強化になるのか疑問に思います。どのような業種を誘致したいのか、ということも緑地の整備とも連動してくると思います。何でも来てもらえばいいというのは企業誘致の政策としてはおかしいと思います。そういうことを踏まえたうえで、市として説得力のあるような資料等を揃えるのが先決かなと思います。丹波市がこうだから篠山市もやろう、というのは違う気がします。

田渕委員

丹波市は工業団地を造って誘致している。施策の根本が違うと思います。 子波市の工業団地が緩和して全部埋まっているかというと、空いて いるのではないか。農地を埋め立てて誰が管理するのか。

角野会長

これらのご意見を参考にして、ご検討いただきたいと思います。

角野会長

本日の審議会は以上で終了いたします。ありがとうございました。 これをもって進行を事務局にお返しいたします。

以上のとおり、	篠山市まちづく	り審議会規則第8多	条第1項の規定	定により、平原	成26年度第	2 回篠
山市まちづくり審	§議会の議事録を	·調製する。				

長
審議会規則第8条第2項署名委員
事録署名人
事録署名人
事録署名人